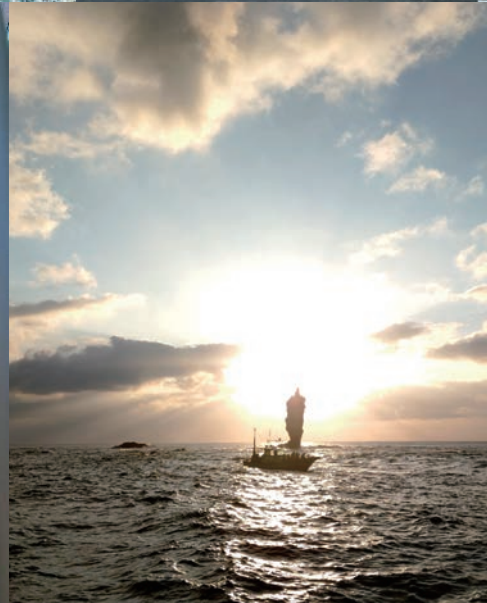
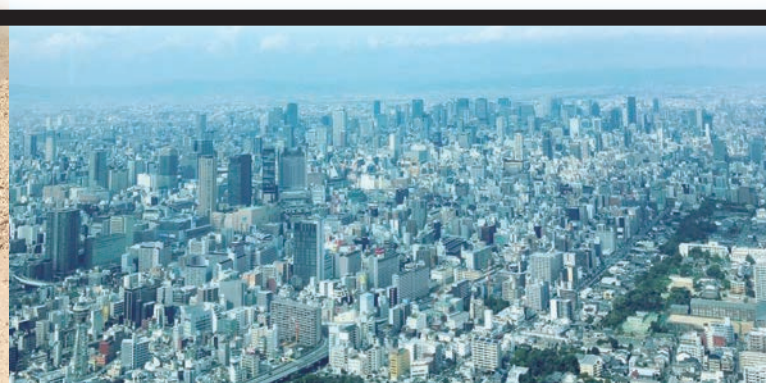




日本司法支援センター  
法テラス  
常勤弁護士  
採用案内



確かなスキルで  
人に向き合う  
スタッフ弁護士  
だからできること



純粹に人と向き合いたい。  
色々な場所で、様々な経験を積みたい。  
充実した研修で、確かなスキルを身に付けたい。

そういった想いを実現できるのが、  
法テラスのスタッフ弁護士です。

スタッフ弁護士は、法テラスに常勤する弁護士。  
あらゆる司法アクセス障害に立ち向かいながら  
本当に困っている人に手を差し伸べられます。

スタッフ弁護士だからできること。  
法曹のキャリアをスタートするあなたに  
知ってほしい「道」があります。



法テラスは、総合法律支援法(平成16年6月2日公布)に基づき、独立行政法人の枠組みに準じて、平成18年に設立された、法務省所管の法人です。

民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を目指しています。



組織概要等はこちら



## 日本司法支援センター（法テラス） 理事長 白石 史子

昭和57年3月 東京大学法学部卒  
昭和59年4月 東京地方裁判所判事補  
その後、福井地方裁判所、大阪地方裁判所、徳島地方裁判所、東京地方裁判所、福岡高等裁判所、東京高等裁判所、内閣官房司法制度改革推進室（室長）、千葉地方裁判所（部総括）、東京地方裁判所（部総括）などに勤務。  
平成27年4月 京都家庭裁判所所長  
平成28年7月 東京高等裁判所（部総括）  
令和3年8月 札幌高等裁判所長官  
令和5年8月 退官  
令和6年10月 福岡県人事委員会委員  
令和8年4月 日本司法支援センター理事長

## 成長を実感しつつ、 共通の理念を持つ仲間とともに、 大いに活動しませんか。

「法曹としての専門知識を活かして、人を助け、社会を良くする。」

スタッフ弁護士は、その想いを実現することができます。

スタッフ弁護士は、経済的困難を抱えている人、司法過疎地域に暮らす人、自然災害被災者、高齢者・障がい者、女性、子ども、犯罪被害者、外国人、孤立している人など、自ら支援を求めることが難しい人々の権利擁護の活動をしています。また、被疑者・被告人の国選弁護人、少年事件の国選付添人の刑事弁護活動も行っています。社会の変化とともに、その使命及び役割は、益々重要になっています。

スタッフ弁護士の活動範囲は多岐にわたり、他機関に出向したり、地域の実情に合わせた司法ソーシャルワークを発案して地方自治体や社会福祉団体と協力・協働したりするなど、多様な経験を積むことができます。

スタッフ弁護士には、法律事務所での1年間の養成期間があり、その後も、多彩で充実した研修を受けられます。本部の業務支援室には何でも相談することができ、スタッフ弁護士同士の交流も盛んです。これらを通じて、確かなスキルを身につけることができます。

スタッフ弁護士になって、一人では困難なことも、法テラスという組織の一員として、また、共通の理念を持つ仲間や職員と協働して達成し、やりがいと喜びを感じ、成長を実感しつつ、大いに活動しませんか。

# スタッフ弁護士とは

**全**国様々な地域に置かれた法テラス法律事務所で執務をするスタッフ弁護士。

スタッフ弁護士は、その地で求められている法的ニーズに対応し、様々な司法アクセス障害を改善すべく、日々活動をしています。法律相談や依頼を受けての事件処理だけでなく、「司法ソーシャルワーク」の取組や、自らが必要と思う様々な業務に取り組んでいます。

※勤務先となる法テラス法律事務所の一覧は14ページ。

## 依頼者に向き合い、法的問題の解決に当たる

スタッフ弁護士は、地域の方々の「困った」に寄り添う、身近な弁護士（マチ弁）です。民事・刑事を問わず様々な事件を取り扱い、依頼者の利益を守るなど、日々法的問題の解決に当たっています。

### 司法過疎地域 法律事務所のとある1日

- 9:30 出勤。地域広報誌への寄稿のお礼メールが届いていた。
- 10:00 フェリーで離島から来所した方の**法律相談**。その後依頼者への連絡。起案も進めよう。
- 12:00 海岸線を走り50km先の**被後見人**の方のご自宅へ。途中、お昼ご飯に道の駅へ。ご当地名物ヤリイカ丼を食べる。
- 15:00 空き家の処分方法について**本部業務支援室**（※）に内線で相談困っていたが、処理方針が立ちそうだ。
- 16:00 地域包括支援センターにて月1回の**ケア会議**に出席。先月自宅で転倒したAさんは都会で暮らす家族のもとに無事引っ越すことになった。ひと安心だ。
- 18:00 **地域活性化コミュニティ**に参加 住民の方と親しくなり「今度相談に行く」と声をかけてもらった。帰宅途中地元のスーパへ 元依頼者の漁師さんが獲ったカニが売られていた。元気に漁に出ているようで嬉しくなった。

※業務支援室への相談については9ページ

### 司法過疎地域の法律事務所

地域の弁護士がいない、又は少ない地域に設立された法律事務所。民事法律扶助事件や国選弁護事件のほか、破産管財人などの裁判所依頼事件や法人の依頼者からの事件を取り扱うこともあります。



ドキュメンタリー動画「知られざる弁護士の道」司法過疎地編

### 都市部の法律事務所

県庁所在地等に設立された法律事務所。主に民事法律扶助事件、国選弁護事件を取り扱うほか、様々な理由で法的サービスにつながりにくい方々への支援を行います。



ドキュメンタリー動画「知られざる弁護士の道」都市部編

### 都市部 法律事務所のとある1日

- 8:30 今日は子どものお迎え当番の日。早く帰れるように早めに出勤
- 10:00 民事事件の**尋問期日**への出席のため裁判所へ。準備の甲斐あり、尋問がうまく行ってひと安心。
- 12:00 裁判所の近くにある定食屋さんで昼食。安くて速くておいしいので助かる。
- 13:00 福祉機関職員向け**研修会**に講師として参加。質問もたくさんいただき、充実した研修になった。
- 15:00 電車を乗り継ぎ、警察署へ。国選事件の依頼者と**接見**。来週の公判に向けて、入念な打合せをした。
- 17:00 子どものお迎え お弁当が美味しかったとの笑顔に癒された。明日も頑張ろう。

## 司法ソーシャルワークに取り組む

福祉機関等の職員と連携 協働しながら、総合的に問題の解決を図る。  
 このような取組を「司法ソーシャルワーク」といいます。  
 スタッフ弁護士の個々の活動として始まったこの取組は、  
 現在法テラスが組織全体として取り組むべきものとして整理されています。  
 今でもスタッフ弁護士は司法ソーシャルワークの重要な担い手として、  
 各地で活躍をしています。



福祉機関の方々とケース会議の様子

### スタッフ弁護士Xによる 司法ソーシャルワークの活動例

地域包括支援センター<sup>(※1)</sup>の相談員Aさんから、こんな連絡を受けた。  
 「一人暮らしで高齢のYさん宅にたくさん督促状が届いている。どうすればいいですか？」

早速Aさんと共にYさん宅へ向かうこととした。  
 信頼関係のできているAさんもいてくれたのでコミュニケーションはスムーズにできた。Yさん曰く、  
 「生活費が不足していてカードローンでお金を借りてしまったが、最近は物忘れも多く、いろんな支払が  
 うまくできていない」「体も不自由になり今後の生活に不安がある」とのことだった。

そこで、社会福祉協議会<sup>(※2)</sup>のBさんや、ケアマネージャー<sup>(※3)</sup>のCさんを加えて  
 ケース会議を開くこととなった。

その結果、Yさんの借金については、自分が代理人として対応、金銭管理については  
 社会福祉協議会でサポートしていくこととなった。また、Yさんが自宅で生活できるように、  
 Cさんが必要な介護サービスについて検討していくこととなった。

こうして、法的問題の解決だけでなくYさんの生活全般を支える枠組みが動き始めた。

※1：市町村により設置される施設。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が配置されている。住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。  
 ※2：都道府県や市町村等に設置されている団体。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助等の事業を行うことにより、地域福祉の推進を目的とする。  
 ※3：要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるようにケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者。

## 業務分野・活動領域を広げる

法的支援が十分に行き届いていない方々が目の前にいる。  
 そのことにスタッフ弁護士自身が気づき、行動する。  
 自分が必要だと思う仕事に存分に取り組むことができる。  
 それがスタッフ弁護士の魅力です。

事務所経営のことを気にせず、公益活動に取り組む  
 スタッフ弁護士は、いわば「パブリックロイヤー」と  
 しての役割を担っています。

なお、事件の受任や処理方針につき、法テラスから  
 指図や介入を受けることはありません。

## 様々な分野で活躍する スタッフ弁護士の例



**松浦真弓弁護士**  
 (法テラス兵庫法律事務所※)

虐待や貧困に苦しむ子どもたちの  
 居場所を作りたい



**田中秀基弁護士**  
 (法テラス熊本法律事務所※)

被災地支援を続けたい

※所属事務所はR7.10.1現在

両弁護士のインタビュー内容、  
 他様々な分野で活躍する  
 スタッフ弁護士の声はこちら



# スタッフ弁護士のキャリアステップ

**実**力をつけ、なりたい弁護士像に近づく。

法テラスでは、養成制度や赴任・異動により弁護士としての経験値を積むことができます。また、シニアスタッフ弁護士への登用により長く勤務することもでき、スタッフ弁護士として活躍しながらそれぞれが多様なキャリアパスを実現しています。

## 養成制度で実力をつける



養成の様子

法テラスの各法律事務所へ赴任する前に、約1年間、日弁連に「養成事務所」として登録された法律事務所にてOJTを受ける制度があります。

### 安心の養成先

養成事務所は、1年間の養成期間で確かな実力を身につけられる、信頼できる事務所ばかり。弁護士としてのキャリアスタートに最適な環境で1年間を過ごすことができます。スタッフ弁護士のOBOGが在籍する事務所も多く、赴任に向けての不安なども相談できます。

### 適切な養成先へのマッチング

数ある養成事務所の中から、内定者の経歴や志望理由その他面接の内容などを加味し、適切と思われる事務所を打診します。その後、内定者と養成先事務所との面談を経た上で決定されます。

### スタッフ弁護士の声

#### 今でも大事な相談先です

私の養成事務所は弁護士が複数所属しており、兄弁・姉弁とともに事件を担当させてもらったので、弁護士ごとの様々な事件解決方針等を学ぶことができました。

養成が終わって数年経つ今でも、兄弁・姉弁の事件の進め方を参考に事件を進めることがありますし、分からないことがあったときに、その分野が得意な兄弁・姉弁に電話をして質問をしたりもします。弁護士としての悩みは人生の大先輩でもあるボス（所長）に相談し、励ましてもらうこともあります。

自分の組織以外にも気軽に相談できる先があるというのはとても心強いものです。

(73期・5年目)



養成事務所リスト  
日弁連HP「養成事務所とは」

## 赴任・異動で経験を積む

養成を終えればいよいよ赴任。

一人前の弁護士として、各地の法律事務所へ羽ばたいていきます。



### 養成後の原則ルール

養成後の赴任先とその次の異動先については、原則、都市部と司法過疎地の法律事務所を1か所ずつ経験します（赴任期間は約2年間）。異なる型の事務所での執務に携わることで、多様な経験を積むことが可能です。

### 赴任・異動先の希望について

赴任・異動先は、各スタッフ弁護士の希望を聴いたうえで、個々の適性や経験に応じて決められます。家庭の事情や健康上の都合等にも配慮しています。

### スタッフ弁護士の声

#### チャレンジして良かったと心から思います

司法過疎の問題に関心があったので、司法過疎型の事務所へ赴任することを希望しました。せっかく赴任するのなら、これまでゆかりのない地域に赴任しようと思い、四国や九州を希望しました。

法テラスからは、私の希望内容を踏まえ、九州にある離島の事務所を打診してもらいました。離島で働くことのワクワク感と、一人でやっていけるのかという漠然とした不安がありました。それでも、メンターや業務支援室のサポートがあるので、とりあえず2年やってみようという決断をしたことを今でも覚えています。

いざ赴任してみると、相談内容は幅広く、多様な経験をすることができ、やりがいのある毎日でした。チャレンジして良かったと心から思います。

(70期・8年目)

## シニアスタッフ弁護士として登用

若手だけでなく、中堅やベテランもスタッフ弁護士として活躍。  
現在、53名（※）のスタッフ弁護士が、「シニアスタッフ弁護士」として活躍をしています。  
※令和7年10月1日時点

シニアスタッフ弁護士の登用条件や待遇等については12ページ

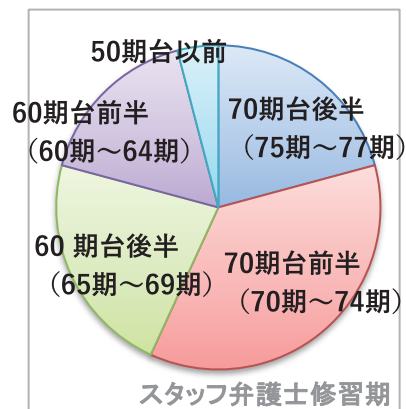
### シニアスタッフ弁護士とは

法曹実務経験が10年を超えたスタッフ弁護士の中から、本人の希望と審査を経て、「シニアスタッフ弁護士」として登用される制度があります。

シニアスタッフ弁護士とは、これまでに培った経験をいかし、若手弁護士の指導、法テラス全体の運営など、それぞれに期待された役割を果たすスタッフ弁護士です。

### シニアスタッフ弁護士の役割

シニアスタッフ弁護士の役割は様々です。  
研修やプロジェクトをまとめる、管理職への就任などがありますが、とりわけ若手のフォローは重要です。近くに赴任する若手に気を配り、必要に応じて相談に乗ったり、声をかけたりします。  
若手にとっても、頼りになる存在です。



全体のおよそ4分の1のシニアスタッフ弁護士が法テラスや若手スタッフ弁護士を支えています。

### スタッフ弁護士の声

#### 一緒に悩み、課題に取り組む

シニアスタッフ弁護士の役割は多様ですが、その中に、中堅弁護士ないしベテラン弁護士として、後輩である若手のスタッフ弁護士に対して、自分の知識・経験に基づいて助言をしたり、相談に乗ったりするという役割があります。

制度としてはメンター制度（9ページ）などがありますが、それに限らず、日々メール・内線・グループウェアでのやり取りを通じて若手スタッフ弁護士から相談を受けています。また、スタッフ弁護士が自主的に取り組む各種の勉強会やPTで中心的な役割を担っているシニアスタッフ弁護士もいます。

自分が経験したことがないことについて質問や相談を受けることもありますが、そのときには、若手のスタッフ弁護士と一緒に悩み、課題に取り組むことで自分自身の知識や経験を広げることができます。

新鮮な気持ちに立ち戻り、常に学ぶという気持ちを忘れないでいられることにも、シニアスタッフ弁護士のやりがいを感じています。

（63期・15年目）

## 多様なキャリアパスの実現



留学経験をいかし国際会議で活躍するスタッフ弁護士

目指す弁護士像は様々。  
特定の法分野を極める、制度設計に携わる、司法研修所教官などの他機関の重要なポストで活躍するなど、一人一人のスタッフ弁護士が、各々の経験や関心に基づき、それぞれの道を切り開いています。

※退職後の活躍については10ページ。

### 他機関への出向等

研修目的で他機関に出向することがあります。  
また、退職出向の制度により、他機関での経験を積んだ上で、再びスタッフ弁護士として活躍することも可能です。

### 留学制度

日弁連の「海外ロースクール推薦留学制度」をスタッフ弁護士の身分を有しながら利用することができます。  
留学中は、国内における勤務と同様の俸給が支給されます。

### スタッフ弁護士の声

#### 法務省出向の経験

私は、スタッフ弁護士として、研修目的で法務省へ出向する機会を得ました。普段は依頼者の利益を実現するべく「法を使う」立場にいますが、研修中は、立法過程や法制執務に関わる業務を経験しました。省内では裁判官や検察官と机を並べ、法曹三者それぞれの視点や役割の違いを感じながら、議論を重ねる毎日はとても刺激的でした。

また、行政の現場や政策が形になるプロセスを間近で見ることで、「法律が社会にどう活きているのか」を肌で感じることができました。

こうした経験は私の視野を広げ、仕事の幅の広がりにも繋がっていると思います。法テラスは、私の「色々な経験を積みたい」という思いに応えてくれる場所でした。

（69期・9年目）

# 充実の研修制度

人に向き合い、依頼者の利益を守るためには、弁護士としての確かなスキルが必要です。

法テラスでは、様々な法分野の基礎的な知識、実務的な思考や技術といった、若手弁護士が身に付けるべきスキルを身に付けることができます。

## 新任業務研修

法テラス概論、ビジネスマナー講習等

### 定期業務研修

民事・刑事演習、弁護士倫理等

### 裁判員裁判弁護士技術研修(※)

裁判員裁判における法廷弁護士等

### 赴任前業務研修

事務所マネジメント・赴任の心構え等

### 日弁連定期業務研修(※)

各法分野に関する基礎的研修

※日弁連主催の研修

## パーソナリティ研修

精神的問題を抱える当事者への対応方法等

### 赴任2年目・4年目研修

民事事例研究、刑事演習、労働事例研究等

### 裁判員裁判事例研究研修

スタッフ弁護士による事例報告書

### 刑事弁護研修

刑事弁護に関する研修

### ブロック研修

地域ごとにスタッフ弁護士が自主的に研さんを積む研修

### 全国経験交流会

全国のスタッフ弁護士による経験の共有

基礎力

応用力

## 基礎的な知識を学ぶ

あらゆる分野に対応できる法的知識をはじめ、スタッフ弁護士が各地で活躍するための基礎体力をつけられます。法テラスの組織や制度に関する講習、ビジネスマナー講習なども実施しています。

### 日弁連定期業務研修 新任業務研修 赴任前研修 など

#### ▶日弁連定期業務研修

養成期間に、10回程度開催。  
様々な法分野を取り扱い、各分野の基礎的な知識を学ぶ研修です。  
講師には、各分野の第一人者の弁護士を招きます。  
赴任後の実務にすぐいかせる、実践的な内容も盛り込まれています。

#### 日弁連定期研修の 取扱分野(例)

捜査弁護、法律相談、債務整理、離婚、DV、執行・保全、労働、生活保護、消費者、相続、交通事故、子ども、関係機関との連携、医療、外国人、少年事件、弁護士倫理、高齢者・障がい者、犯罪被害者支援、災害

## 実務的な思考や技術を学ぶ

培った法的知識を実際の事件処理にいかすために必要となる、実務的・実用的な思考や技術を学べます。

### 定期業務研修 パーソナリティ研修 赴任2・4年目研修 など

#### ▶パーソナリティ研修



依頼者や相談者の特性に応じた話の聞き方、対応の仕方などを学ぶ研修です。心理士が相談役となる模擬法律相談を行い、フィードバック、ディスカッション、事例検討会などを実施します。

## 刑事弁護を学ぶ

国選弁護の重要な担い手でもあるスタッフ弁護士。法テラスは、裁判員裁判弁護技術研究室を設置し、刑事弁護についても、充実した研修を行っています。

### 刑事法廷弁護技術研修 刑事弁護研修 裁判員裁判事例研究研修 など

#### ▶ 刑事法廷弁護技術研修



「法廷で見て、聞いて、分かる弁護活動」が求められる裁判員裁判。弁護人が自らの求める結論を導くためには、裁判員を説得する技術が必要です。

ブレインストーミングや「主尋問」「反対尋問」「弁論」の実演などを行い、一流の刑事弁護人から講評やビデオクリティーク（※）を受けられます。

2日間を通して行われ、受講者からの評価も高い研修です。

※実演の様子を撮影した動画を実演者と講師が視聴しながら行う講評

#### ▶ 裁判員裁判事例研究研修



スタッフ弁護士が弁護人を担当した裁判員裁判事件を題材に議論し、捜査弁護、公判弁護などについて理解を深める研修です。

本研修の詳細は、『季刊刑事弁護』の連載

「裁判員裁判事例研究シリーズ—スタッフ弁護士の実践から」もご覧ください。

### スタッフ弁護士の声

#### どこにも負けない充実した研修

「早く弁護士として一人前になりたい」

そのように思っていた私にとって、法テラスの研修はとても魅力的でした。実力ある経験豊富な講師から、起案の添削を受け、尋問の実演に対するコメントをいただくなど、実務的かつ実践的な研修内容は、単なる知識にとどまらない弁護士の「スキル」を磨くものであり、私が「これから弁護士としてやっていく」ということについて自信をつけさせてくれました。

研修の内容、講師陣その他どれをとっても、これほど充実した研修はどこにも負けない、私自身はそれほど感じています。

(71期・7年目)

## 各地の経験を共有する

スタッフ弁護士自身が研修内容を企画し、それぞれの知見や経験を共有する研修も行われています。

若手・ベテランを問わず、それぞれの地における経験を共有することで、互いに刺激を受け合うことができます。

### ブロック別研修 全国経験交流会 など

#### ▶ 全国経験交流会



年に1度、全国のスタッフ弁護士が一堂に会し、複数のスタッフ弁護士が、各々の活動の成果を報告する研修です。

発表内容は実に様々。

具体的な取扱事件や司法ソーシャルワーク活動の実践例の報告、傾聴スキルや業務効率化ツールといった業務の質の向上に資する情報共有などが行われます。

#### 全国経験交流会

##### 発表内容の例

町役場と法律事務所をつなぐ  
web形式の定期法律相談の実施

連携って、楽しい！  
地域コミュニティ再生の現場から

外国人事件のポイント  
～具体的事例から～

ここにも司法過疎が  
～退院等請求への挑戦～

監督者制度を利用して  
勾留執行停止が認められた事例

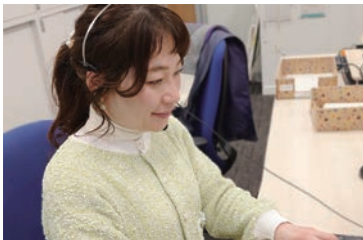
民事法律扶助制度を活用した  
受刑者の社会復帰支援について

聴けばわかる  
～傾聴のスタ弁業務への応用～

**赴**任後も一人じゃない。

赴任先で悩み、考え、奮闘するスタッフ弁護士を支える制度を用意しています。  
また、スタッフ弁護士同士で日頃から活発な情報交換も行われています。

## 業務支援室



上：支援員（スタッフ弁護士OB）  
下：支援員（社会福祉士・精神保健福祉士）

スタッフ弁護士OBや司法研修所教官経験者などの経験豊富な弁護士のほか、社会福祉士・精神保健福祉士の資格を持つ福祉専門家などが支援員として在籍し、各地で奮闘するスタッフ弁護士を支えます。

### いつでも何でも相談可能

「初めて受ける分野の事件で、不安だ」  
「依頼者とのコミュニケーションに困っている」  
「ベテラン弁護士の経験を聞きたい」etc...

業務支援室の支援員が、全国のスタッフ弁護士からの相談を受け付けます。  
赴任先から内線1本、いつでも、何でも相談可能です。

### 支援室通信の発行

支援員が毎月発行しています。  
スタッフ弁護士から受け付けた相談を基にしたQ&Aや、コラムなど、業務のヒントになるコンテンツが満載です。



支援室通信

## メンター制度

シニアスタッフ弁護士がメンターとなり  
赴任直後の若手スタッフ弁護士を支えます。

### 最初の赴任期間をサポート

養成後、最初の赴任期間の2年間、  
2名のシニアスタッフ弁護士が  
メンターにつきます。

### ニーズに合わせたサポート

メンター制度の利用の仕方は様々。  
メンターと相談をしながら、ニーズに合わせて  
どのようなサポートを行っていくかを決めます。  
例としては定期的な手持ち事件の棚卸のほか、  
事務所運営や人間関係の相談、キャリアの相談などに  
利用されています。

## 同僚とのつながり

現在スタッフ弁護士は、全国に約200名。  
全国各地の同僚も、とても頼りになります。

### 内線でつながる

全国の同僚に対しても、内線1本で、  
いつでもつながれます。

### グループウェアを通じた情報交換

全スタッフ弁護士が参加するグループウェアで、  
活発な情報交換や議論が行われています。

### 自主的なPT活動

自主的にPT（プロジェクトチーム）を作り、  
勉強会や情報交換などを行っています。  
例：成年後見PT、出口支援PT、プレゼンPT

各地で求められる法的ニーズや役割は様々。

それぞれの地でたくましく活躍するスタッフ弁護士から、地域での取組や所属事務所の特色等をご紹介します。

## 北海道・八雲町 法テラス八雲法律事務所



小松真優 弁護士 (76期)

法テラス八雲法律事務所は、道南北部に所在する司法過疎対策事務所です。八雲町及び隣接市町村は、総人口約5万人、総面積は東京都の約1.5倍と広大であり、同地域の司法需要を一手に担っています。高齢化が進んだ地域でもあり、成年後見への関心が高く、社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携してケース会議や講演を行うため走り回っています。

また、司法過疎地域であることから、弁護士2年目でも破産管財人や成年後見人に選任されます。学びの日々で大変なことも多いですが、成長の機会としてやりがいを感じています。

## 秋田県・秋田市 法テラス秋田法律事務所



桐木雪奈 弁護士 (76期)

法テラス秋田では都市部における司法アクセス障害解消の取組の一環として2か所の病院と協定を結んでいます。この協定に基づき、医療相談員さんから連絡を受けてスタッフ弁護士が病院に赴き、患者さんと面談をするなどして情報提供を行っています。

また、地元の弁護士からお声がけいただき、裁判員裁判対象事件において2人目の弁護人に就任することもよくあります。その場合に限らず、常にどんな人にも水準以上の刑事弁護が提供できるように法テラスでの養成や研修の成果もいかして最善の弁護活動に努めています。

## 宮崎県・延岡市 法テラス延岡法律事務所



前川寛生 弁護士 (73期)

法テラス延岡法律事務所では、市役所・町役場の福祉課や権利擁護支援センターと連携して司法ソーシャルワークの拡充に取り組んでいます。積極的な出張相談を実施しており、延岡市内だけでなく、県西部の法律事務所がない地域の高齢者施設や個人宅を訪問することもあります。また、刑事事件も年間20件程度を受任しています。自己研鑽のため、地元の弁護士が主催する勉強会に参加し、自身の弁護活動をより良いものとするため日々努力しております。令和7年4月には無罪判決を獲得することもできました。

## 沖縄県・宮古島市 法テラス宮古島法律事務所



佐賀優季 弁護士 (72期)

法テラス宮古島法律事務所は、沖縄県の離島に設置された最南端の法テラス法律事務所です。島内には弁護士が4人しかおらず、日々多種多様な相談が寄せられます。

家事・民事・労働・後見事件や、裁判員裁判対象事件を含む多くの刑事事件も受任しますし、破産管財人や特別代理人などの裁判所から依頼された事件も多くあり、島内の様々なニーズに対応しています。宮古島は沖縄本島への交通手段が飛行機のみで、物理的な司法アクセス障害が大きい地域です。私たちスタッフ弁護士が、「島内の弁護士」として、多様な業務を通じて地域の皆様の安心を支えています。

退職後、それぞれの道で活躍されている先輩弁護士の声をご紹介します。

## うしく法律事務所 倉部奈々 弁護士 (63期)

私は、スタッフ弁護士として法テラス牛久に赴任し、同事務所で代表弁護士として執務したあと、同じ茨城県牛久市内で独立開業しました。弁護士1年目は大阪でスタッフ弁護士としての養成を受け、その後牛久市にて業務を行うなかで、充実した研修やバックアップ体制があったことにより、何とか弁護士として立ち上がってきたように思います。全く地縁のない大阪や茨城での執務を通じて、様々なご縁にも恵まれました。そのため、そのご縁を活かしたいと思い、スタッフ弁護士として慣れ親しんだ茨城県牛久市で開業した次第です。独立開業したものの、業務内容はスタッフ弁護士時代とはあまり変わっていませんが、お世話になった地域のために、今後も力を尽くしたいと考えています。



【profile】  
2010年  
弁護士登録  
2012年～2019年  
法テラス牛久法律事務所 在籍  
2019年～  
うしく法律事務所を開業  
現在に至る。

## 名古屋市西部児童相談所 根ヶ山裕子 弁護士 (64期)

私は、法テラスを退職後、現在は名古屋市西部児童相談所の常勤弁護士として勤務しています。法テラス安芸法律事務所在籍時は、刑事、民事、家事事件など幅広い事件を受任し、地域包括支援センターなどの関係機関との連携に力を入れていました。児童虐待の対応に興味を持ち、現職に応募しました。児童相談所の法務は一から勉強しましたが、前職で行政機関と共同して活動していたため、行政機関の職員の相談対応の経験や一般的な弁護士としての実務経験が非常に役に立ちました。行政機関の法務はまだまだ未開拓の分野で、未経験でも挑みがいがあります。



【profile】  
2011年  
弁護士登録  
2013年～2015年  
法テラス安芸法律事務所 在籍  
2016年～  
名古屋市西部児童相談所の  
常勤弁護士として執務  
現在に至る。

※写真は、名古屋市西部児童相談所

待遇等は、「常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程」その他の法テラスの人事関係規程等により定められています。詳細は、各人事関係規程等をご確認ください。



法テラスHP  
人事関係規程等

## 勤務条件等

### 契約形態

勤務契約（雇用契約）

### 勤務時間

専門業務型裁量労働制を採用しているため、柔軟な働き方が可能です。  
みなし労働時間：7.5時間

### 加入保険

厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険

### 給与

毎月給与が支給されます。  
給与は、俸給、初任給調整手当その他各種手当で構成されます。  
※法曹実務経験者の採用時の俸給については、  
弁護士実務経験や能力等に応じて号数が決められます。

俸給	同期の裁判官・検察官と同水準。 順次昇給します。※次ページ 図参照
初任給調整手当	1号から5号までを受けるスタッフ弁護士に支給。
その他各種手当	扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、休日勤務手当 単身赴任手当、寒冷地手当、特地勤務手当（※）他 ※五島、対馬、壱岐、西郷、奄美、徳之島及び宮古島に 赴任するスタッフ弁護士に支給されます。
賞与	勤働手当・期末手当が支給されます（6月及び12月）。

### 無期転換

契約期間が5年を超えて更新された場合、契約期間の無期転換申込権が発生します。

### 定年

原則として65歳です。

### スタッフ弁護士の声

#### 労働者と自営業の いいとこ取りの待遇

私は、7年弱企業法務中心の法律事務所勤務した後、スタッフ弁護士に転身しました。  
転身後、収入面については、減少を余儀なくされました。そうはいても、同期の検判事と同等の俸給に加えて諸手当があること、転身前とは異なり経費負担がないことなどから（次ページ参照）、生活に困るということはありませんでした。また、年々の昇給が見込めることから、現在では、転身前と遜色ない収入になっています。  
それ以上に感じた大きなメリットは、毎月決まった給与が入ることにより生活の見通しが立てやすくなったことです。転身前は歩合の要素が強かったため、年間通しての額面額は多かったものの、「今月はピンチ」ということも多かったのです。そうしたことがなくなり、精神的な安心感が得られました。  
給与面以外にも、スタッフ弁護士は有給休暇等充実した福利厚生があるなど、「労働者」としての権利を享受することができます。  
他方で、裁量労働制がとられていることから、柔軟な時間の使い方ができ、さながら「労働者と自営業者とのいいとこ取りの待遇」が受けられると言えます。

（60期・18年目）

### 給与支給額のイメージ

#### スタッフ弁護士A

【2年目・過疎地（冬）】

俸給（2号）	292,100円
初任給調整額	60,600円
寒冷地手当	12,860円
地域手当	40,080円
通勤手当	4,200円
<b>支給計</b>	<b>409,840円</b>

（借上宿舍利用：自己負担16,110円）

2年目総支給額：約600万円

#### スタッフ弁護士B

【7年目・都市型】

俸給（7号）	390,800円
地域手当	78,160円
住居手当	28,000円
<b>支給計</b>	<b>496,960円</b>

7年目総支給額：約800万円

#### スタッフ弁護士C

【12年目・都市型】

俸給（11号）	584,000円
地域手当	116,800円
通勤手当	14,878円
<b>支給計</b>	<b>715,678円</b>

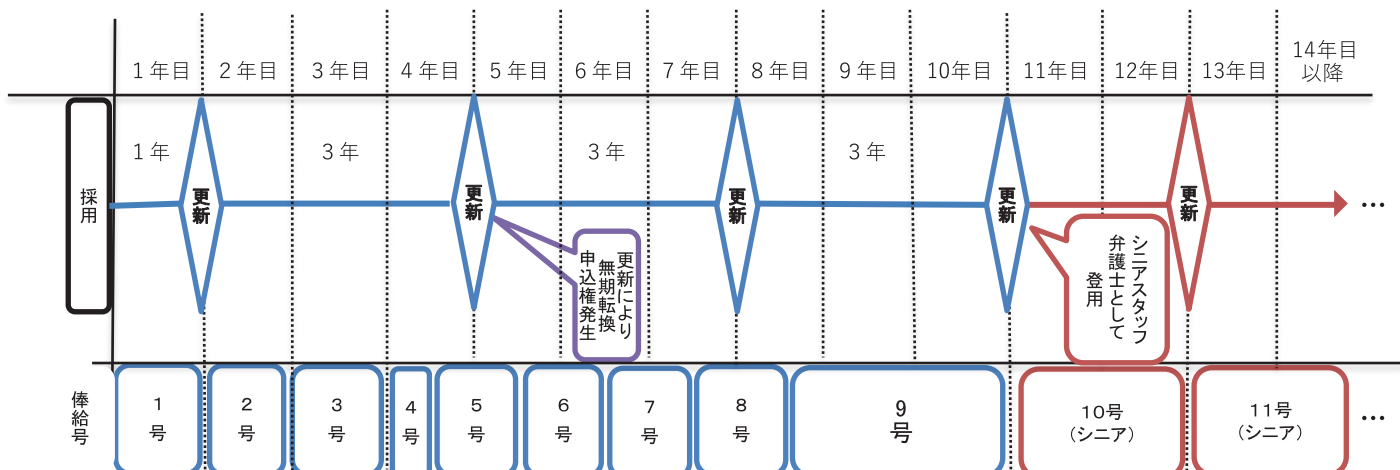
（借上宿舍利用：自己負担22,500円）

12年目総支給額：約1,100万円

### 借上宿舍

赴任・異動の際の住居を、法テラスが借り上げ、職員に使用させる借上宿舍制度を設けています。  
借上宿舍を利用しない場合は、月額28,000円を上限に住居手当が支給されます。

【キャリアフロー図（例）】



※司法修習終了直後に採用、法曹経験年数が10年を超えたタイミングでシニアスタッフ弁護士に登用されるケースを想定。  
 養成期間（原則1年間）の終了時に更新可。その後は3年契約となり、3回まで更新可能。  
 【シニアスタッフ弁護士への登用について】  
 法曹経験年数が10年を超えた段階で、審査のうえ、シニアスタッフ弁護士への登用が可能。  
 2年契約となり、2回まで更新可能。その後は、特に必要と認める場合につき、2年ごとに更新可能。  
 シニアスタッフ弁護士に登用された者は10号以上の俸給を受け、11号以上の昇給は、勤務状況を評価のうえ判断。

## 業務環境の整備等

### 経費負担

執務に必要な経費は、  
 全て法テラスが負担します。

【例】

- ▶書籍費、備品費、交通費  
 その他事件処理に必要な経費
- ▶日弁連・所属弁護士会の会費等
- ▶弁護士賠償責任保険への加入
- ▶赴任・異動時の旅費、引っ越し代等

### 必要な機器等の貸与

PC、携帯電話、ポケットWi-fi  
 その他の執務に必要な機器等は  
 貸与されます。

### グループウェア

掲示板、メッセージ機能、  
 スケジュール管理など様々な機能を  
 備えたグループウェアを整備。

### 健康への配慮

定期健康診断あり。  
 健康相談全般が可能な  
 外部相談窓口あり。  
 産業医との面談も可。

## その他の待遇

### 年次有給休暇

20日／年 取得可能。

### 特別有給休暇

夏季休暇、  
 結婚休暇、産前産後休暇、  
 配偶者出産休暇、  
 子の看護休暇、  
 忌引休暇、病気休暇 他

### 育児・介護休業

育児・介護休業規程に  
 基づき取得可能。  
 男性による取得実績もあり。

### 退職金制度

職員退職手当規程に  
 基づき支給。

### スタッフ弁護士の声

#### 育児での喜びや悩みは かけがえのない財産に

子どもが生まれると知った時、「仕事、どうしよう。」と思いました。受任中の数々の事件が頭をよぎり、不安でいっぱいになりました。

幸いにも、法テラスは仕事と育児の両立を積極的にサポートしています。人事課に相談したところ、育児休業制度の存在を知りました。同僚の弁護士や事務職員も、育児休業の取得を熱心に勧めてくれました。

そうした後押しを受け、私自身、育児休業を取得して子どもに向き合い、育児や家事を妻と分担しあって家族の絆を強めたいと思うようになりました。そこで、子どもが生まれた後、約3か月半の育児休業を取得しました。

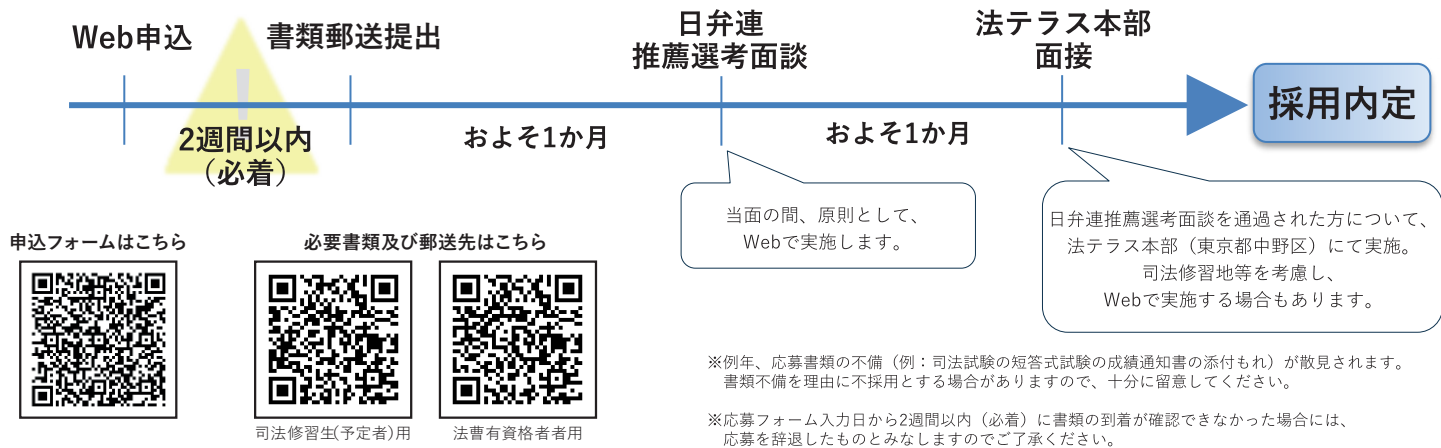
もっとも、実際の育児は想像を超える大変なものでした。沐浴、おむつ替え、寝かしつけ、夜泣きや病気対応などで24時間目が離せません。日常の家事も重なり、とても大変でした。

それでも、子どもの成長を一番身近で感じられたこと、主体的に育児に携わることで様々な喜びや悩みを共有できたことは、かけがえのない財産となりました。

是非、積極的に育児休業を取得されることをお勧めします。  
 (63期・15年目)

## 採用手続の流れ

採用手続は、①応募(Web + 書類郵送提出)、②日弁連推薦選考面談、③法テラス本部面接の順で進行します。



## 募集期間

司法試験合格発表日後、第1次募集期間(A日程)を開始します。  
必要に応じて、第2次募集期間(B日程)、第3次募集期間(C日程)を設けます。  
法曹有資格者からの応募は、時期を問わず、随時、受け付けています。  
最新の募集状況については、法テラスHP採用サイトをご確認ください。

## 事務所訪問



事務所訪問の様子

全国の法テラス法律事務所ですべて随時受け付けています。スタッフ弁護士が取り扱う事件やその他の業務内容をご覧いただき、法律事務所内の環境や雰囲気をご体感していただくことで、スタッフ弁護士の仕事をよりイメージいただけます。

## 各種イベント



上：バスツアーの様子  
下：講演企画の様子

Web採用説明会や各地のスタッフ弁護士の取組等を紹介する講演企画、法テラス法律事務所や裁判所を巡るバスツアーなど、様々なイベントを随時開催しています。



最新のイベント・事務所訪問の情報はこちら

# スタッフ弁護士勤務地一覧



(令和7年10月1日現在)

## 都市型の法律事務所

- |             |             |             |              |              |
|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 1. 函館法律事務所  | 11. 埼玉法律事務所 | 21. 沼津法律事務所 | 31. 和歌山法律事務所 | 41. 北九州法律事務所 |
| 2. 旭川法律事務所  | 12. 川越法律事務所 | 22. 愛知法律事務所 | 32. 鳥取法律事務所  | 42. 佐賀法律事務所  |
| 3. 釧路法律事務所  | 13. 千葉法律事務所 | 23. 三河法律事務所 | 33. 島根法律事務所  | 43. 長崎法律事務所  |
| 4. 青森法律事務所  | 14. 東京法律事務所 | 24. 三重法律事務所 | 34. 広島法律事務所  | 44. 熊本法律事務所  |
| 5. 岩手法律事務所  | 15. 多摩法律事務所 | 25. 滋賀法律事務所 | 35. 山口法律事務所  | 45. 宮崎法律事務所  |
| 6. 秋田法律事務所  | 16. 福井法律事務所 | 26. 大阪法律事務所 | 36. 徳島法律事務所  | 46. 鹿児島法律事務所 |
| 7. 福島法律事務所  | 17. 長野法律事務所 | 27. 京都法律事務所 | 37. 香川法律事務所  | 47. 沖縄法律事務所  |
| 8. 茨城法律事務所  | 18. 岐阜法律事務所 | 28. 兵庫法律事務所 | 38. 愛媛法律事務所  |              |
| 9. 栃木法律事務所  | 19. 静岡法律事務所 | 29. 阪神法律事務所 | 39. 高知法律事務所  |              |
| 10. 群馬法律事務所 | 20. 浜松法律事務所 | 30. 奈良法律事務所 | 40. 福岡法律事務所  |              |

## 司法過疎地域の法律事務所

- |               |              |              |              |              |
|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 48. 八雲法律事務所   | 56. 牛久法律事務所  | 64. 福知山法律事務所 | 72. 佐世保法律事務所 | 80. 鹿屋法律事務所  |
| 49. 江差法律事務所   | 57. 熊谷法律事務所  | 65. 南和和法律事務所 | 73. 平戸法律事務所  | 81. 指宿法律事務所  |
| 50. むつ法律事務所   | 58. 秩父法律事務所  | 66. 倉吉法律事務所  | 74. 対馬法律事務所  | 82. 奄美法律事務所  |
| 51. 鱒ヶ沢法律事務所  | 59. 佐渡法律事務所  | 67. 浜田法律事務所  | 75. 奄岐法律事務所  | 83. 徳之島法律事務所 |
| 52. 宮古法律事務所   | 60. 魚津法律事務所  | 68. 西郷法律事務所  | 76. 五島法律事務所  | 84. 宮古島法律事務所 |
| 53. 鹿角法律事務所   | 61. 中津川法律事務所 | 69. 安芸法律事務所  | 77. 雲仙法律事務所  |              |
| 54. 会津若松法律事務所 | 62. 可見法律事務所  | 70. 須崎法律事務所  | 78. 高森法律事務所  |              |
| 55. 下妻法律事務所   | 63. 下田法律事務所  | 71. 中村法律事務所  | 79. 延岡法律事務所  |              |

日本司法支援センター  
法テラス

